

平成28年度 第3回日高市人権教育推進協議会

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 平成28年度事業報告について

(2) その他

4 人権啓発映画 (DVD) 視聴

5 閉 会

日 時 平成29年2月24日 (金)

午後3時から

会 場 日高市役所501会議室

平成28年度 学校人権教育推進事業状況

	事業名	実施予定	対象	実施主体	備考
1	人権作文の募集及び審査	募集4月 市内審査 5月24日 高根小	市内の学校の児童生徒	市教研人権教育部会 入間地区人権教育推進協議会	小学校2年生から中学校3年生までの児童生徒が「人権学習」で学んだことをもとに書いた作文を募集した。 応募総数 4166点 代表作品数 48点 (小学校30点、中学校18点) 入選作品 該当者なし
2	人権標語の募集及び審査	募集5月 提出 6月30日 地区審査 8月19日	市内の学校の児童生徒	市教研人権教育部会 入間地区人権教育推進協議会 入間郡市同和対策協議会	人権意識の高揚を目的に、小学校5年生と中学校1年生の児童生徒を対象に人権標語を募集した。 応募総数 1055点 代表作品数 30点 小学校12点、中学校18点 優秀作品 該当者なし 入選作品 2点
3	西部地区人権教育実践報告会	7月29日 入間市 市民会館	市内学校教職員	入間地区人権教育推進協議会 比企地区人権教育推進協議会	「人権尊重社会をめざす県民運動」の一環として、人権教育の実践交流の場を提供し、人権教育の充実を図った。 人権作文地区優秀作品の発表
4	日高市人権教育講演会	8月1日 総合福祉センター	市内学校教職員	市教育委員会	人権教育に関する講演を聞き、学校教育における人権教育の知識理解を深め、教職員の資質向上を図った。 講師：埼玉大学 沢崎俊之 教授
5 ※	人権教育授業研究会	11月2日 高麗川小 高麗川中	市内学校人権教育主任等	市教研人権教育部会	学校において、教育活動全体を通し、差別をなくすことのできる児童生徒を育成するために授業を公開し、指導方法の工夫改善を図った。
6 ※	人権教育授業研究会(学社連携)	11月2日 高麗川小 高麗川中	日高市人権教育推進協議会委員、市内学校人権教育主任等	市人権教育推進協議会 市教研人権教育部会	人権教育の授業実践を通して、教員の人権教育に対する取組をさらに充実させることと学校人権教育と社会人権教育との連携を深めた。
7	入間地区人権教育研究集会	1月13日 飯能市 市民会館	管理職 人権教育担当者	入間地区人権教育研究集会実行委員会	学校における人権教育を推進するために、管理職及び人権教育担当者としての役割について理解を深め、資質の向上を図った。 報告者：高萩北中学校 竹中 滋 教諭

※今年度は、人権教育授業研究会と人権教育授業研究会(学社連携)は、文部科学省・埼玉県教育委員会委託「人権教育総合推進地域事業」の本発表と兼ねて行いました。

平成28年度 社会人権教育推進事業実施状況

事業名	実施予定	対象	実施主体	備 考
1 日高市人権教育推進協議会	第1回 6月28日 第2回 10月25日 第3回 2月24日	市人権教育推進協議会委員	市教育委員会 市人権教育推進協議会	市における人権教育の振興を図り、明るい地域社会づくりに寄与したる。 事業計画 学校教育、社会教育及び一般行政との連絡調整 研修会、研究会等の実施
2 人権教育推進事業	年間13回	市民 PTA等各種団体	市教育委員会 市人権教育推進協議会	さまざまな人権問題についての理解を深め、差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざした。 講演会及び学習会の実施 指導者研修会の実施 参加者533人
3 人権啓発研修会(企画課共催)	8月3日 8月4日 8月5日 3日間 (6回)	市民 各種団体 市内企業 市職員	日高市 市教育委員会 市人権教育推進協議会	同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について、3つのテーマにより研修会を開催し、指導者の育成と市民の人権意識の高揚を図った。 講演と啓発映画の実施 参加者410人 日高市役所 3階301会議室
4 西部地区人権教育実践報告会	7月29日 飯能市民会館 他	市人権教育推進協議会委員 各種団体	入間地区人権教育推進協議会 他	「人権尊重社会をめざす県民運動」の一環として、人権教育の実践交流の場を提供し、人権教育の充実を図った。 人権を尊重し合う共生社会実現のため、人権尊重の意識を高め、自他の基本的人権や多様な考えを認め合い、共生の心を醸成する人権教育を推進した。 全体会及び分科会
5 人権教育授業研究会(学社連携)	11月2日	市人権教育推進協議会委員	市人権教育推進協議会 市教研人権教育部会	文部科学省・埼玉県教育委員会委託「人権教育総合推進事業」の人権教育研究発表会に参加し、公開授業及び研究経過報告、記念講演を聴講した。
6 人権啓発ビデオ視聴	2月24日	市人権教育推進協議会委員	市教育委員会 市人権教育推進協議会	啓発映画視聴(同和問題) 「あなたに伝えたいこと」
7 研修会・講演会等	8月30日 11月11日	市人権教育推進協議会委員	埼玉県 入間郡市同和对策協議会他	ヒューマンフェスタ 2016 川越 ウェスタ川越 2016 入間郡市人権フェスティバル 入間市市民会館 他

(人権学習会)

期日	演 題	講 師	実施主体・参加者数
7/5 (火)	CAP学習 子どもを守る、予防教育	CAPくれよん 大野 清子 氏他	高麗川小学校PTA 60人
7/7 (木)	子どもの安全、安心を守る	CAPくれよん 大野 清子 氏他	高根小学校PTA 27人
7/13 (月)	子どもの中の伸びようとする力を育てよう！	男女共同参画アドバイザー 梶原 絹江 氏	高萩北小・中学校PTA 55人
9/7 (水)	身近にある人権課題	埼玉県県民生活部人権推進課 講師 金子 保夫 氏	高萩北公民館 15人
9/10 (木)	子どもと人権	元日高市教育相談員 土屋 礼子 氏	高麗小学校PTA 27人
9/15 (木)	身近にある人権課題	埼玉県県民生活部人権推進課 講師 金子 保夫 氏	高麗川・高麗川南公民館 66人
10/6 (木)	今さら聞けないネットとスマホ	埼玉県ネットアドバイザー 村田 千鶴 氏	高根小・中学校PTA 28人
11/19 (土)	自分を大切に～性的マイノリティ・デートDVについて考えよう～ 他	埼玉県医科大学病院 産婦人科医 (思春期外来) 高橋 幸子 氏	高麗川中学校PTA 37人
1/14 (土)	本当に伝えたい!! “いのち”の授業	トキワ松学園中学校高等学校保健体育科 教諭 佐藤 毅 氏	高萩公民館・高萩小・中学校PTA 61人
1/14 (土)	やさしい気持ちになれる人権講座	メイク・ア・ウィッシュ・オブ・ジャパン 事務局長 鈴木 朋子 氏	武蔵台公民館・武蔵台小・中学校PTA 55人
1/24 (火)	子どもの人権～いじめ問題について～	元高麗川中学校校長・教育相談員 高野 豊 氏	高麗中学校PTA 17人
3/4 (土)	女性講師の修行と日常	女性講師 神田 山吹 氏	武蔵台公民館・武蔵台小・中学校PTA 52人
1/13 1/16 1/27	人権講話 DVD視聴「ここから歩き始める」	社会教育指導員 鹿川 豊 氏	高麗公民館 85人

参加者合計533人

(別紙)

平成28年度 人権学習会・研修会・講演会一覧

(人権研修会)

日時	演題・講師	会場・参加者数
8/3 (水) 午前・午後	「部落史に学ぶ現代の人権問題」 東日本部落解放研究所 吉田 勉 氏	日高市役所 3階 301会議室 午前68人・午後54人
8/4 (木) 午前・午後	「薬物依存症患者(その家族)の人権」 埼玉ダルク 施設長 辻本 俊之 氏	日高市役所 3階 301会議室 午前81人・午後78人
8/5 (金) 午前・午後	「知っているようで知らないDV」 一般社団法人 エープラス 代表理事 吉祥(よしざき) 眞佐緒 氏	日高市役所 3階 301会議室 午前67人・午後62人

※全研修会で、人権啓発映画「ここから歩き始める」を上映

参加者合計410人

(人権啓発講演会)

期日	演題・講師	会場・参加者数
12/10 (日)	「なにものかになりたい人」のための講演会 絵本作家 のぶみ 氏	日高市総合福祉センター「高麗の郷」 190人

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

同和問題に関する偏見や差別をなくそう

同和問題とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。

同和問題の解決に向けたこれまでの経緯と課題

・同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

・しかしながら、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたりする事案が依然として存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがされるといった事案も発生しています。

・また、同和問題の解決を阻む大きな要因として、同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけ、高額の書籍を売りつけるなどの、いわゆるえせ同和行為も問題となっています。



法務省の人権擁護機関の取組

・従来から、同和問題の解消を重要な人権課題と捉え、啓発・広報活動等に積極的に取り組むとともに、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、被害の救済・予防を図っています。特に、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めています。

・また、全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央省庁連絡協議会」を設置し、地方においても全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、えせ同和行為排除のための取組を行っています。

◎同和問題を始めとする人権問題やえせ同和行為でお困りの方は御相談ください。

・みんなの人権110番 0570-003-110

・インターネット人権相談受付窓口

(パソコン) <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(携帯電話) <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

◎同和問題に関する参考資料

・「えせ同和行為対応の手引」 <http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>

・「人権ライブラリー」 <http://www.jinken-library.jp>

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号)が平成28年12月16日(金)から施行されました。

法務省・全国人権擁護委員連合会